

待ったなし 働き方改革

時間外労働の上限規制が企業に与える影響

社労士会セミナー

講師

石寄・山中総合法律事務所

弁護士 石寄 信憲 氏



弁護士 石寄 信憲 氏

今、日本の雇用システムを大きく転換させようとしている「働き方改革実行計画」。秋の臨時国会では、働き方改革の関連法案が一括審議される予定です。関連法案は、長時間労働是正に向けた残業上限規制を強化する労働基準法の改正と、同一労働同一賃金を実現するための労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の3法の改正が柱。それらは企業活動にどのような影響があるのか、今企業に求められる『働かせ方改革』とは?

日本の労働法の第一人者である石寄弁護士が働き方改革の道筋と、今後企業の取るべき行動をズバリ解説します。

プロフィール 弁護士 石寄 信憲

1978年に弁護士登録(第一東京弁護士会、経営法曹会議所所属)。1984年には石寄信憲法律事務所開設(2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称)。業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、日経、みずほ、SMBC等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。2002年1月～2004年11月末、司法制度改革推進本部労働検討委員会委員に関わる。2002年10月～2010年5月、日弁連労働法制委員会 副委員長として労働審判制度の創設に関わる。1996年6月～現在は経営法曹会議常任幹事を務める。

先着100名様
無料

同日開催

非正規労働者の待遇改善セミナー

【第1回】

(平成29年度 非正規雇用労働者待遇改善支援事業 厚生労働省委託事業)
【第2回】は平成30年2月22日(木)開催予定

同一労働同一賃金ガイドライン案について

講師

徳島県社会保険労務士会

特定社会保険労務士 田中 康之

長時間労働是正を目的とする残業規制と並んで、働き方改革の柱である「同一労働同一賃金」。これを実現するためのガイドライン案が政府から発表されました。その具体的な内容と、企業が今後賃金決定の際に取るべき選択肢を解説します。

セミナー終了後 個別相談会 先着5組限定

平成29年

10月13日 13:30～
金

時間

社労士会セミナー 13:30～15:30(受付13:00)
非正規労働者の待遇改善セミナー 15:40～16:30(受付15:00)

場所

ホテルサンシャイン徳島
徳島県徳島市南出来島町2-9

対象

一般企業の事業主及び人事担当者

■申込締切: 平成29年10月11日(水)

■主催: 徳島県社会保険労務士会/徳島県商工労働観光部

■申込: 受講料は無料ですが申し込みが必要です。受講ご希望の方は裏面の申込書に必要事項をご記入の上、ファックスでお申し込みください。

※ご記入いただきました個人情報につきましては、主催者からの各種連絡・情報提供の目的以外には利用いたしません。

■申込先: 徳島県社会保険労務士会・セミナー係

(問合せ先)

徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)2階 Tel.088-654-7777 FAX.088-654-7780 <http://www.sr-tokushima.or.jp>

■後援: 徳島労働局/徳島県経営者協会/(一社)徳島新聞社/四国放送(株)/徳島商工会議所/徳島県商工会連合会/徳島県中小企業団体中央会/全国健康保険協会 徳島支部/(一社)徳島県医師会/(一社)全国労働保険事務組合連合会 徳島支部

申込書

社労士会セミナー 非正規労働者の待遇改善セミナー

10月13日(金) 社労士会セミナー 13:30~15:30(受付13:00)
非正規労働者の待遇改善セミナー 15:40~16:30(受付15:00)
ホテルサンシャイン徳島

平成 年 月 日 記入

事業所名			
住 所	〒		
T E L		F A X	
参加者名			所属・役職
E-mail			

申込種別	※参加項目に☑印をお付けください。(複数可)		
	☐ 社労士会セミナー・非正規労働者の待遇改善セミナー ☐ 個別相談会		

ご相談 内容	※個別相談会に申込された方
-----------	---------------

※本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、主催者からの各種連絡・情報提供の目的以外には利用いたしません。
※ご相談内容は担当する専門家の人選のために予めお伺いしております。

申込み締切日 10月11日(水)

送信先 徳島県社会保険労務士会・セミナー係

FAX.088-654-7780

**セミナー会場
ホテルサンシャイン徳島**

※駐車場の台数に限りがあります
ので、乗り合い、または公共交通
機関をご利用ください。

